

鳥取県環境教育等行動計画

平成26年11月
(令和3年4月改定)

鳥 取 県

目 次

第1章 行動計画の策定にあたって	1
1 行動計画策定の背景	1
(1) 環境教育等の必要性	1
(2) 国の環境教育をめぐる動き	2
(3) 鳥取県の環境教育をめぐる動き	4
2 行動計画の位置付け	5
第2章 環境教育に関する基本的な考え方	7
1 環境保全のために求められる人間像	7
2 環境教育が育むべき能力	7
3 環境教育の手法	8
第3章 環境教育の推進に係る方向性	10
1 持続可能な社会を目指して	10
(1) 目指す将来の姿	10
(2) 鳥取らしさを活かした取組	10
2 各主体に求められる役割	12
(1) 県民・家庭	12
(2) 学校等	12
(3) 事業者	14
(4) 民間団体等	15
(5) 行政	15
3 主体相互の連携と協働取組	16
第4章 環境教育等の推進に向けた県の取組	18
1 持続可能な未来を担う次世代の育成	18
2 より良い地域づくりに向けたあらゆる主体の行動と参画	20
3 地域の環境活動をリードする人材の育成・活用	21
4 様々な主体が連携したパートナーシップの推進	22
第5章 行動計画の実行	24
1 取組状況の公表	24
2 進行管理	24

第1章 行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の背景

(1) 環境教育等の必要性

私たち人間は、現在、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。

私たちの遠い先祖の時代は、自然の再生能力の範囲内で生活を営んできましたが、文明の発達と共に、化石燃料をはじめとする地球上の様々なものや資源の消費を重ねてきた結果、便利で豊かな生活をもたらす環境負荷は、自然の再生能力を超えて地球環境の悪化を引き起こし、翻って私たちの生活に影響を与える環境問題となってきました。

近年では、グローバル化やデジタル化の進展を背景として、世界のあらゆる国々の環境・経済・社会が、より密接かつ複雑に繋がっており、今や私たちの暮らしは、日本にいながらにして世界の様々な地域で発生している環境問題と無縁ではられません。

国連では2015年に持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、経済、社会及び環境の3つの側面をバランスさせながら持続可能な開発を達成していく方針が示されました。

また、とりわけ気候変動問題は、世界の広範囲で深刻な影響をもたらすことが懸念されており、同年に採択された「パリ協定」は、史上初めて全ての国が気候変動対策の行動をとることを義務づけた歴史的合意として、国際的な取組の転換点となりました。

私たちには、人々のあらゆる行動や選択が、世界の様々な地域における暮らしや環境、子どもたちの未来等をも左右しうる可能性があることを真摯に捉え、環境問題に対し、俯瞰的かつ長期的視点をもって主体的に向き合っていくことが求められています。加えて、複雑な要素が絡み合う今日の環境問題は、個々の主体のみで解決を目指すことは困難であり、家庭や地域、企業、国家等の様々なステークホルダーのパートナーシップを深め、それらの連携や相互作用によって継続的な好循環に繋げていかなければなりません。

「自然環境の保全」と「健全な経済発展」が調和した持続可能な社会を形成することは、現在地球上で生きる全ての人間・主体に課せられた使命であるといえるでしょう。

そして世界は今、資源の持続的活用や生物多様性保全等の地球規模の課題に対して協調した取組を進めると共に、持続可能な未来に向けて2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすることを目指す、カーボンニュートラルの達成に向けて動き出しています。

鳥取県においても、地域の誇りである美しく清らかな環境を守り、豊かな自然の恵みを享

受しながら誰もが安心して暮らすことのできる喜びを、子の世代、孫の世代まで末永く引き継いでいくために、一人ひとりの意識の転換や、社会における新たな価値の創造等を進めていかななくてはなりません。

そのためには、私たち人間も地球環境の一部であることを認識し、環境問題に関心を持ち、問題の本質を正しく理解した上で、その解決へ向けた主体的な行動に繋げていくことが重要です。

そして、様々な主体の連携・協働によって多角的視点から取組の質を高め、社会全体で持続可能な地域づくりを推進していくと共に、目指すべき未来の担い手として、環境・社会・経済の統合的向上に向けて自ら考え、行動することのできる人材を育成していかなければなりません。

環境と調和した豊かな社会を築き、守り、さらなる発展を遂げながら次世代に繋げていくために、環境教育の果たす役割は、ますます重要なものとなっているのです。



持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の17の目標

(2) 国の環境教育をめぐる動き

国における環境教育については、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、平成16年に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

平成 23 年には、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、自然との共生の中で人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、同法の改正によって「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）が制定され、平成 24 年には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。環境教育等促進法の施行から 5 年が経過した平成 30 年には、法律の施行状況等を踏まえた基本方針の改訂が行われています。

また、平成 14 年の国連総会において、日本の提案により、平成 17 年から 26 年までの 10 年を「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」とすることが決議されたことを受けて、平成 18 年に「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の 10 年』実施計画」が策定されました（平成 23 年に改訂）。持続可能な開発のための教育の「教育」には、学校教育を始め社会教育、文化活動、企業内研修、地域活動などあらゆる教育や学びの場が含まれており、すべての人が質の高い教育の恩恵を享受し、持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識して行動することを目指しています。

この取組の後継として平成 25 年の第 37 回ユネスコ総会で「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択され、これを受けて平成 28 年に「我が国における『ESD に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」が決定されました。この計画では GAP が定める 5 つの優先行動分野に沿って取り組むべき事項が定められており、環境教育を ESD が包含する形で整理がなされています。

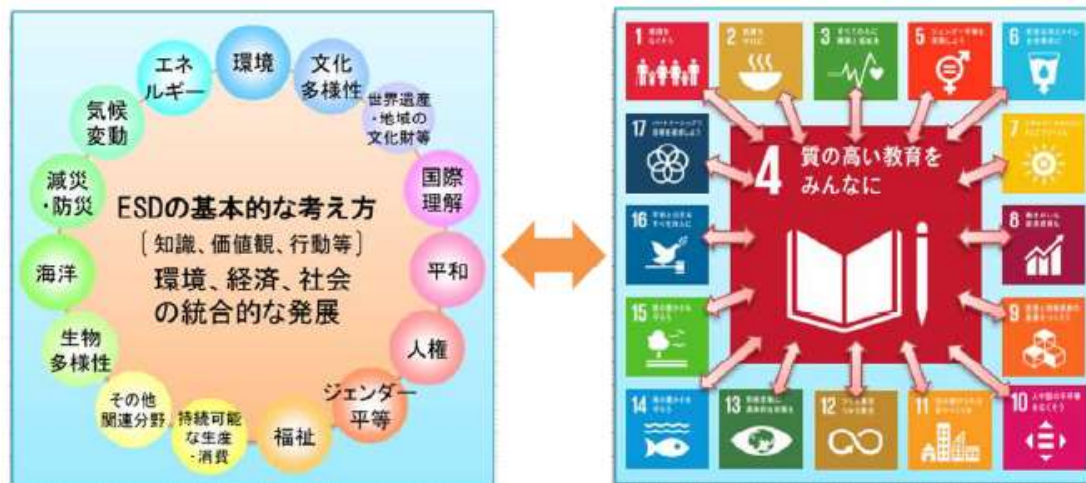
また、平成 28 年に政府の SDGs 推進本部で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中では、SDGs を達成するための具体的施策として「ESD・環境教育の推進」が盛り込まれています。

学校教育においては、平成 18 年に教育基本法が改正され、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと（第 2 条第 4 号）」が新たに規定されました。平成 19 年には学校教育法が改正され、義務教育の目標として、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと（第 21 条第 2 号）」が新たに規定され、これらに則した「新学習指導要領」が平成 23 年に小学校へ、平成 24 年に中学校へ、平成 25 年には高等学校へ導入されました。

そして平成 29 年に告示された小・中学校の新学習指導要領及び平成 30 年に告示された高等学校の新学習指導要領等においては、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられ、「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点が

らの授業改善を図っていくことが示されました。

幼小中高の学習指導要領等においては、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容が盛り込まれており、児童生徒等の発達の段階に応じ、小学校、中学校、高等学校等との間の連携にも配慮しながら、様々な環境教育の充実が図られています。



ESD による SDGs 達成への貢献 (出典:文部科学省パンフレット「ESD(持続可能な開発のための教育)推進の手引」)

(3) 鳥取県の環境教育をめぐる動き

本県においては、平成4年に「鳥取県環境教育基本方針～やすらぎとうるおいのある快適な環境をめざして」(以下「県基本方針」という。)を策定し、各種の環境教育の取組を推進してきました。

平成8年には「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、その第19条において環境教育及び環境学習の推進を規定すると共に、平成21年には鳥取県地球温暖化対策条例を制定し、第6条において地球温暖化防止に関する教育・学習活動の支援について規定しています。

これらの条例の基本理念に則り、環境の保全・創造に係る総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、平成24年に「第2次鳥取県環境基本計画」を策定し、その実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を平成23年度から平成30年度まで2期にわたって策定しました。

平成26年には、環境教育等促進法の制定等も踏まえ、県基本方針を見直した「鳥取県環境教育等行動計画」を新たに策定し、「とっとり環境イニシアティブプラン」の目指す将来の姿を実現するための行動計画として位置づけ、環境教育の一層の拡大に取り組んできました。

そして、「第2次鳥取県環境基本計画」の策定から9年が経過した令和元年度には、「持続可能な開発目標（SDGs）の採択」や「パリ協定の採択」等、環境を取り巻く国内外の大きな転換を踏まえ、環境基本計画と実行計画を統合した新たな計画として「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しました。

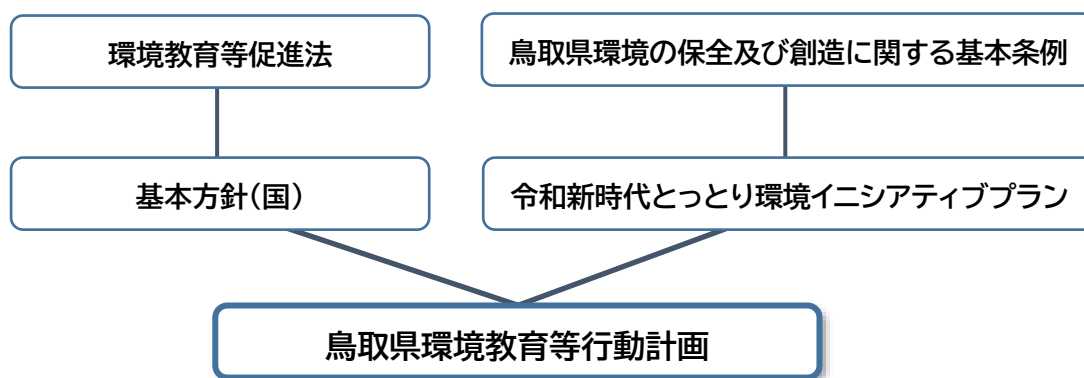
世界のあらゆる地域で発現している異常気象や自然生態系の変化等を背景として、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有され、持続可能な社会の実現に向けて様々な主体が行動を起こしはじめるなど、現在、環境を取り巻く社会情勢は大きな転換期にあるといえます。

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は、環境分野におけるSDGsの達成を念頭に、鳥取の健全で恵み豊かな環境を持続可能なものとすることを目指す5つの柱で構成されています。その一つである「環境活動の協働」は、全ての分野に関連する重要な考え方と位置づけられ、主要な方向性として、ESD教育の推進や多様な環境保全活動への参画、環境・社会・経済の課題解決を担う人材育成等に取り組むこととしています。

2 行動計画の位置付け

この計画を、環境教育等促進法第8条に基づき、都道府県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画とします。

また、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第19条の規定に基づき環境教育等の取組を推進し、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の目指す将来の姿の実現を図るための行動計画として位置付けます。



【環境教育等促進法（抜粋）】

（都道府県及び市町村の行動計画）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

【鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（抜粋）】

（環境教育及び環境学習の推進等）

第19条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動の意欲を高めるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 環境教育に関する基本的な考え方

1 環境保全のために求められる人間像

環境保全を推進していくために求められる人間像としては、例えば以下の要素が挙げられます。

こうした要素を備えた人材は、環境保全に限って求められるものではなく、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像といえるでしょう。

また、このような人材は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組によって育成されていくべきものです。

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人
- ・他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていきける人
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人

2 環境教育が育むべき能力

環境保全のために求められる人間像は上記1に示したとおりですが、そうした人間に求められる能力としては、持続可能な社会づくりのための基礎的能力である「未来を創る力」と、それを基盤とした「環境保全のための力」があり、これらを育むのが環境教育の役割であるということが出来ます。

【環境保全のための力】

- ・地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ・環境配慮行動をするための知識や技能
- ・環境保全のために行動する力 等

【未来を創る力】

- ・ 社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ・ 課題を発見・解決する力
- ・ 客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ・ 情報を活用する力
- ・ 計画を立てる力
- ・ 意思疎通する力（コミュニケーション能力）
- ・ 他者に共感する力
- ・ 多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ・ 想像し、推論する力
- ・ 他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- ・ 地域を創り、育てる力
- ・ 新しい価値を生み出す力 等

3 環境教育の手法

環境教育は、学校、職場、地域、家庭等の様々な場において、多様な内容で実施されていますが、環境教育を進める上での共通の視点として、以下のことを重視していきます。

- ・ 自然体験、社会体験、生活体験、交流体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。
- ・ 人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶこと。
- ・ このような学びの中で主体的な「気付き」を促し、そして行動に結びつけること。
- ・ 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること。
- ・ 生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること。
- ・ 豊かな環境とその恵みがあればこそ、あらゆる生物の命が維持されていくという環境の大切さを学ぶこと。
- ・ いのちの大切さを学ぶこと。

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、学習の参加者から気付きを引き出し、協働体験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

様々な人々との出会いや多様な経験を通じて視野を広げ、物事の本質や新しい価値を発見する一助とすると共に、地域の身近な自然や課題を教材とすることで、地域への関心・愛

着に裏打ちされた行動に繋がっていくことが期待されます。

また、環境教育については、その目指すところや内容に加え、効果的な実施のための手法について研究、実践が積み重ねられています。過去の蓄積を踏まえ、以下の考え方にに基づき、環境教育に関する施策を実施していきます。

- ・環境教育の活動は、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」の各段階を通じて「具体的な行動」を促し、「問題解決に向けた成果」を目指すという一連の流れとして行われることが大切であること。
- ・知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点を大切にすること。その際、指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう留意すること。
- ・環境は様々な形で私たちの生活や社会経済活動に関わっており、自分の世界と違った世界を繋げるという視点が重要であることから、様々な主体の連携協働によって多角的な視点を盛り込み、取組の効果的な実施を図ること。

第3章 環境教育の推進に係る方向性

1 持続可能な社会を目指して

(1) 目指す将来の姿

鳥取県環境の保全及び創造に関する条例第9条の規定に基づく環境基本計画である「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」では、基本的な考え方として、県民一人ひとりの生活・行動である「暮らし」、県民の活動の拠点となる「地域」、また「暮らし」と「地域」の中に共存する「経済」の3つのステージにおいて、関与する人それぞれが環境への意識を高め、相互に補い合いながら取り組むことによって、持続可能な社会に向けた大きな循環を生む仕組みを目指すこととしています。

そして、環境分野におけるSDGsの達成を図るため、鳥取の健全で恵み豊かな環境を持続可能なものとすることを目指す様々な分野の取組にあたっては、多様な主体と連携した「環境活動の協働」を、全ての分野に関連する重要な考え方と位置づけています。

様々な主体の参画によって環境に価値を見出す経済の促進や企業の率先的な環境配慮活動を推進すると共に、エシカル消費の実践やESD教育を推進することで、県民運動として環境活動を推進していきます。

<目指す将来の姿>

- ・企業経営やライフスタイルにおいて環境配慮が主流化し、環境課題と経済、社会的課題を同時解決する地域経済システムが構築されている。
- ・様々な分野・主体において、持続可能な生産活動・消費活動への転換が進んでいる。
- ・多様な主体の参画により多くのイノベーションが生まれ、環境課題の解決が進んでいる。

また、豊かな自然環境や生物多様性、地域固有の環境資源等の適切な保護・管理を行うと共に、産業、観光、教育等の多方面における利活用を進め、人と自然のふれあいの中で、環境と調和した活力あふれる地域づくりに繋げていきます。

(2) 鳥取らしさを活かした取組

本県の面積は3,507 km²で、全国47都道府県中41番目と小さな県ですが、地形・地質の博物館と呼ばれる変化に富んだ海岸地形の「山陰海岸ジオパーク」や、それに連なる「鳥取砂丘」、春の新緑、秋の紅葉、四季折々に美しいブナに彩られる「氷ノ山」や「大山」、豊か

な自然が調和した景観を生み出している「三徳山」と断崖絶壁の窪みに建てられた国宝「投入堂」、ラムサール条約湿地に登録され水鳥の生息地として国際的に重要な地域である「中海」など、豊かな自然や変化に富んだ地形が数多くあります。

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地を守り、後世に伝えていくことを目的として、全国で34の国立公園が指定されていますが、この小さな鳥取県には、「大山隠岐」と「山陰海岸」の2つもの国立公園があり、自然の豊かさは誇るべきものです。

また、鳥取県は森林面積が県土の7割以上を占める等、自然を身近に親しむことのできる環境にあるほか、環境省等が実施する全国星空継続観察において過去何度も日本一に輝いた美しい星空を有しており、平成29年12月にはこの美しい星空環境の保全や活用を推進する「鳥取県星空保全条例」が制定されました。

本県ではこれらの豊かな自然環境を活かし、森林、河川、海岸等での自然体験活動を始めとして、環境保全活動や清掃美化活動、廃棄物を出さない資源の循環や4R（発生回避、抑制、再利用、再資源化）に加えたRenewable（再生可能資源への代替等）の推進、美しい星空環境の保全と利活用、地域の産業や食文化を支える地産地消の取組や食育、「森のようちえん」を始めとした自然のフィールドを活用した保育・幼児教育の実践等、様々な観点から環境教育の取組を推進していきます。

また一方で県内には、太陽光、風力、水力、バイオマス、雪氷熱利用等、自然のもたらす力を有効に活用した多種多様な再生可能エネルギー施設が導入されており、平成25年9月には、多くの方がエネルギーへの理解を深めることのできる施設として、経済産業省より「とっとり次世代エネルギーパーク」の認定を受けました。現在「とっとり次世代エネルギーパーク」は、太陽光、風力、水力の発電所やバイオマス施設等50箇所以上の施設で構成されており、これらの施設を環境と調和したエネルギーのあり方を学習できる場として活用していきます。



美しい星空を誇る「星取県」（大山の星空）

2 各主体に求められる役割

(1) 県民・家庭

【県民・家庭の役割】

県民一人ひとりには、日常生活とそれに起因する環境負荷について関心を持ち、日々の生活の中で、エネルギー利用の効率化や廃棄物の削減等、持続可能な社会に向けた行動を自主的に取り入れていくことが期待されます。

さらに、豊かな自然の中での体験等を通じて、自然の恵みやいのちを慈しむ心を育むと共に、ものを大切にす意識や環境に思いを巡らすことを生活習慣の中で身に付けることが重要です。

また、社会の一員として地域の環境の現状や問題について関心を持ち、地域や自治会等で行われる環境学習会や環境保全活動に関するイベントに積極的に参加するなど、地域に根ざした活動の環を広げることによって、共通の活動テーマが生まれ、地域の活性化に繋がっていくことも期待されます。

【取組例】

- ・ 行政、NPO や自治会、公民館等が実施している環境学習会や環境保全活動に関するイベントへの参加
- ・ 再生可能エネルギーの導入や、蓄電池等を活用したエネルギー利用の効率化
- ・ 省エネ・省資源活動を意識した環境への負荷の少ない暮らしの実践
- ・ 公共交通機関や自転車などの利用による自家用車の使用抑制
- ・ 環境や地域に優しい商品やサービスを選択する「エシカル消費」の実践

(2) 学校等

【学校等の役割】

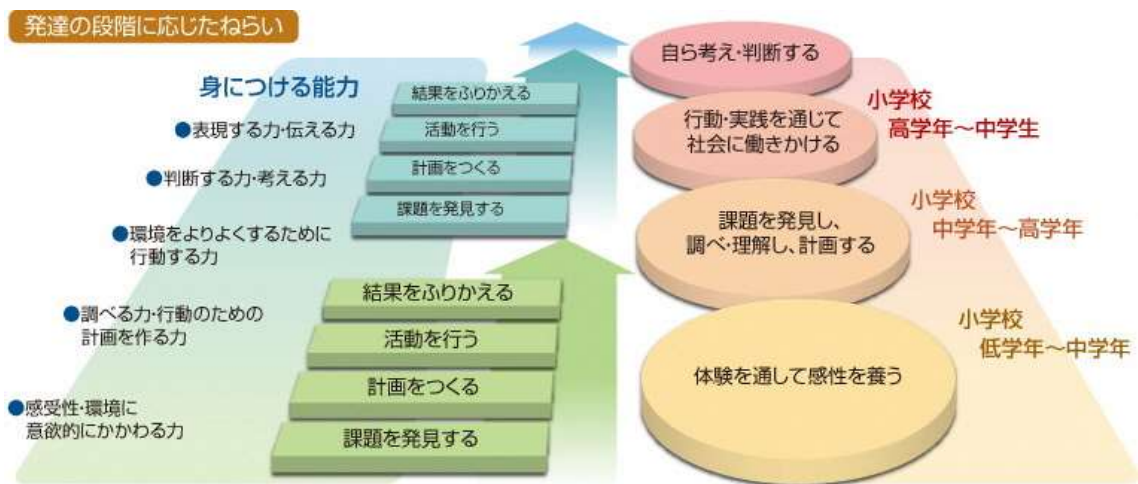
学校等においては、子どもたちが自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して興味・関心を持ち、意欲的に関わる中で環境に対する豊かな感性を育むと共に、問題解決の過程を通して環境や環境問題に関する見方や考え方を働かせながら、持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てることが大切です。

環境教育は広範囲で多面的、総合的な内容を含んでいることから、各学校において環境教育に関する全体的な計画等を作成するなど、教科等横断的・総合的な取組を進めることが重要であり、教育課程の編成、実施に当たっては、それぞれの教科等の中で、あるいは教科等間で関連を図りながら環境に関する学習の充実を図るカリキュラム・マネジメントが求められます。

大学や大学院などの高等教育機関においては、環境を題材とした講義や研究課程等が多く設けられており、企業やNPO等と連携して、大学生等に対する環境教育に資するインターンシップ等の充実に取り組むことも重要です。

また、学校等における環境教育の推進役として重要な役割を担う教職員は、環境教育を推進する視点を意識して指導にあたることが大切であり、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めていくことが求められます。教職員の環境教育に係る指導力を向上させるためには、研修や講習等への参加等を通じて個々の力量を高めると共に、組織としての指導体制の充実に努める取組が重要です。

なお、本県独自の環境マネジメントシステムである「鳥取県版環境管理システム (TEAS)」は、組織の規模・必要性に応じて選択することのできる3段階の規格が設定されており、小・中学校、特別支援学校はⅢ種、高等学校はⅡ種を取得することによって、発達段階に沿った取組を行うことができる制度としています。



発達段階に応じた環境教育のねらい (出典:環境省ホームページ「授業に活かす環境教育」)

【取組例】

- ・ 年齢や発達段階に応じた環境教育の実施
- ・ 特別活動等における多様な体験を通じた環境教育の実施
- ・ 学校給食の残渣活用によるフードリサイクルの推進
- ・ 自然のフィールドを活用した保育・幼児教育への理解の促進
- ・ 環境教育に関わる教員の研修
- ・ PTA や家庭、地域と連携した環境教育の推進
- ・ 学校教育の家庭、地域への波及
- ・ TEASⅡ種・Ⅲ種取得の推進

(3) 事業者

【事業者の役割】

職場において職員一人ひとりが、環境に対する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、その職場における環境負荷の低減に資するだけでなく、事業活動全体をより環境調和的なスタイルへ進化させ、ひいては持続可能な経済システムの構築に向けた基盤整備にも繋がるものであることから、事業者による環境教育は重要な役割を担っています。

さらに、環境に配慮した製品やサービスの提供によって消費者の意識啓発を促し、新たなイノベーションや価値の創造を通じて、より環境にやさしい社会システムへの転換を推進していくことが期待されます。

なお、再エネ 100 宣言 RE Action 等の環境配慮経営に関する様々なイニシアティブへの参画や、ISO14001・TEAS 等の環境マネジメントシステムの認証取得等の取組は、環境に配慮した事業活動や従業員への計画的な環境教育等を通じて環境負荷の低減に大きく寄与するだけでなく、その組織における環境保全の取組や貢献を対外的に分かりやすく示し、広く適正な評価を受けやすくする効果があります。

また、事業者には、地域社会の一員として地域の環境に係る現状や課題を認識し、環境保全活動等の CSR 活動を積極的に展開すると共に、ものづくりの現場見学や事業活動に基づく環境情報の提供等を通じて、県民や学校、地域の環境教育を支援する役割も期待されています。

【取組例】

- ・ 職場での環境教育の実施
- ・ TEAS 等の環境マネジメントシステムの導入・実施
- ・ 再エネ 100 宣言 RE Action 等の環境配慮経営に関するイニシアティブへの参画
- ・ 環境に配慮した製品・サービスの提供
- ・ 環境に配慮した工場の見学等の体験の機会の場の提供
- ・ 多様な主体と連携・協働した環境活動の取組や環境教育の支援



再エネ 100 宣言 RE Action への参画

(4) 民間団体等

【民間団体等の役割】

自治会、ボランティア団体、老人クラブ等の団体は、地域環境の推移や現状、課題等を深く認識し、地域に密着した環境保全活動を実践する等、地域社会における環境教育の中心的な役割を担っています。

NPO等の民間団体は、専門的な知識やノウハウ、行動力を活かして、環境保全活動、環境美化活動、緑化活動、リサイクル活動、環境教育活動等の幅広い活動を行っており、それぞれの専門性を活かした活動を自ら展開していただくだけでなく、学校、地域、企業、行政等の連携に係るパイプ役を担うことも期待されます。

環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用し、特色ある取組を展開して県民一人ひとりの意識を高めていくことや、多様な体験活動の場や学びの機会の充実を図る取組等が重要であると考えられます。

これらの民間団体等には、積み重ねられた知見やネットワークを活かして様々な主体における環境教育の充実を支援すると共に、各主体間の連携・協働をより一層推進していく役割が期待されています。

【取組例】

- ・ 地域における環境教育や環境保全活動の実施
- ・ 学校、地域、企業、行政等との連携・協働による環境教育の実施
- ・ 各主体間の連携・協働の調整
- ・ 行政の環境施策に対する提言

(5) 行政

【行政の役割】

県や市町村等の行政は、地域の環境の現状や問題等について把握し、地域の自然的社会的条件に応じた環境教育に関する施策を策定し、総合的、計画的に実施する役割を担います。

地域の実情に応じた情報の提供や学習機会の提供、及び人材の育成等を推進し、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援していくことが求められます。あわせて、県と各市町村、各教育委員会、高等教育機関及び環境保全活動団体等との連携を強化し、取組の効果的な展開を図ります。

また、行政は自らも事業者であるという立場から、研修等を通じて職員一人ひとりの環境意識向上に努め、TEAS等の環境マネジメントシステムを活用して廃棄物の削減や庁舎等における省エネルギーの実践を図ると共に、再生可能エネルギーの率先的導入やモーダルシフトの推進等、自ら率先して環境に配慮した取組を進める必要があります。

【取組例】

- ・環境教育に関する行動計画の策定及び推進
- ・環境保全活動等に関する情報の収集・提供
- ・環境配慮行動ができる人材の育成
- ・環境教育の指導者、調整役の育成

3 主体相互の連携と協働取組

分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体による取組では限界があり、県民、学校、事業者、民間団体及び行政等が相互に連携・協力して取り組むことによって、活動や教育の質・効果を高めることが可能となります。

また、協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）ともいえる財産となるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なものです。

そうした協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが必要です。

【対等な立場と役割分担】

協働取組を推進するにあたっては、参加する各主体は、社会の構成員として負っている役割に応じ、協力し合いながら社会経済を支えるパートナーとして対等な立場にあるという考え方が重要となります。そうした精神に基づいて、対等な立場を互いに確認しつつ、参加する主体がそれぞれの役割に則った自主的取組を、相互に連携しながら行うことが必要です。

【相互理解と信頼醸成】

環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的等は主体ごとに異なることがあり、効果的な協働取組は、それらを相互に理解し、尊重することが大前提となります。そのためには、参加主体同士が対話を重ねて、認識や目的を共有していくことが必要です。

また、相互理解を深め、議論し、合意形成していく過程で、時間をかけて醸成されていく信頼関係は強固なネットワークを築くための礎になるものです。

【調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用】

異なる考え方を持つ各主体の間で相互理解を深め、合意形成して、ネットワークを形成していくにあたっては、主体間の違いを埋め合わせ、繋げる役割をもった調整役（コーディネーター）の存在が重要となります。適切な協働相手が見つからない場合においては、コーディネーターが連携先を見つけ出すことが重要です。

また、各主体から問題意識や意欲を引き出し、それらの内容を明らかにすることを助け、

自発的な行動に繋げていく役割を持った促進役（ファシリテーター）も、ネットワーク形成のためには重要です。

【情報公開と政策形成への参画】

協働取組の参加主体同士のコミュニケーションを円滑化し、相互理解と信頼醸成を図るためには、行政を含め、各参加主体それぞれが有する情報を公開することが重要です。

また、行政を含めた協働取組を推進し、政策を効果的に実施していくためにも、実施段階のみならず、政策の計画段階から多様な主体が参加する機会を設けることが重要です。

さらに、行政が政策に関する情報を適切に公開していくことも重要であり、情報へのアクセス、政策決定への県民参画、という考え方も視野に入れつつ取り組むことが必要です。

第4章 環境教育等の推進に向けた県の取組

鳥取県民のかけがえのない財産である美しく豊かな自然環境を守り育み、活力に満ちた社会を将来にわたって引き継いでいくためには、持続可能な地域づくりに向けて県民一人ひとりが行動し、現在から未来へと世代を超えて取組を繋げていくことが必要です。

社会を構成するあらゆる主体が環境への意識を高め、環境教育や環境活動に連帯して参画していくと共に、未来を創る子どもたちの健やかな成長を支え、次世代の担い手たるにふさわしい感性や能力の礎を、社会全体で育てていくことが求められます。

これらを踏まえ、本県では、次の考え方を柱として、環境教育等の推進に取り組んでいきます。

持続可能な社会の実現に向けた協働と人づくり

- 1 持続可能な未来を担う次世代の育成
- 2 より良い地域づくりに向けたあらゆる主体の行動と参画
- 3 地域の環境活動をリードする人材の育成・活用
- 4 様々な主体が連携したパートナーシップの推進

1 持続可能な未来を担う次世代の育成

地域の豊かな環境を将来にわたって維持していくためには、広く県民全体の環境意識を高めていくことが必要ですが、とりわけ次世代を担う子どもたちへの環境教育は、社会の構成員としての自覚を育て、持続可能な地域づくりに向けた能力形成や人間的成長を促す上でも重要であると考えられます。

子どもたちが様々な学習活動や生活体験等を通じて、環境と社会との関わりを学び、地域への愛着や豊かな人間性を育みながら、社会課題の解決に向けて主体的に行動する力を身につけていくことが期待されます。

幼少期からの環境意識の醸成

- ・乳幼児期から環境を大切にする気持ちを育むため、幼稚園や保育所等と連携して園児の学習会や職員・保護者を対象とした研修会等を実施します。
- ・鳥取の豊かな自然を活用した保育・幼児教育や自然体験活動を行う取組を推進します。
- ・小学生向けの学習プログラムやイベント実施等を通じて、環境問題に対する児童の理解を深めると共に、家庭における取組の広がりを促します。

学校教育における発達段階に応じた学びの推進

- ・環境に対する豊かな感受性や環境に関する思考力・判断力及び環境に働きかける実践力の育成を目指し、各学校において環境教育に関する全体的な計画を作成する等、教科等横断的・総合的な取組を進めます。
- ・「持続可能な開発のための教育」(ESD)を推進し、自然環境や資源の有限性、貧困など、地域や地球規模の諸課題などを自らの課題として捉え、解決に向けて実践できる能力の育成を目指します。
- ・環境教育やESDの効果的な展開に向け、研修等を通じた教職員の資質向上を図ります。

学校における多様な活動を通じた学びの環境づくり

- ・鳥取県版環境管理システム(TEAS)の取得を推進し、学校における組織的・継続的な環境配慮活動の拡大を図ります。
- ・児童会や生徒会の主導による特色ある環境活動の取組や、環境に配慮した取組等、児童生徒の主体的な活動を支援します。
- ・学校施設における高断熱化や省エネルギー型設備の導入等、環境教育に資する施設整備を推進します。

星空環境を活用した教育の推進

- ・星空観察会の開催や移動式プラネタリウム等の活用、人材育成の推進等を通じて、星空環境を活用した多様な教育機会を提供します。
- ・特に星空環境が優れた星空保全地域において、環境教育の推進や地域振興等に繋がる地元の取組を支援します。

地域の場における多様な学びの推進

- ・「こどもエコクラブ」の活動支援等を通じ、人と環境の関わりについて子どもたちの幅広い理解を深め、地域の環境保全活動の環を広げていく取組を推進します。
- ・アート活動や観光、アクティビティ、スポーツと一体化した環境保全活動の取組等、多様な観点から環境意識の向上を促し、地域の自然環境・生活環境の維持改善に向けた主体的な行動に繋がります。



学習プログラムを活用した小学校への出前教室

2 より良い地域づくりに向けたあらゆる主体の行動と参画

持続可能な社会の構築に向けては、県民、事業者、団体等のあらゆる主体が積極的に参画していくことが必要であり、情報を正しく認識し、自ら行動し、より良い地域づくりを広げていくことが求められます。

また県民一人ひとりに環境意識を根付かせ、引き出す役割は、家庭や職場、地域といった様々な主体・場が担っており、それぞれの取組の相乗効果によって、より良い社会を築くための大きな流れに繋がっていくことが期待されます。

主体的行動を促す普及啓発の推進

- ・ホームページ等を活用し、環境に関する様々な情報の正確かつ分かりやすい提供に努めます。
- ・県民環境意識の向上を幅広く促し、具体的な行動に繋げていくための多様な啓発活動を展開します。

多様な学びや活動の機会・場の提供

- ・社会教育施設や自然体験施設、自然公園等において、自然の豊かさや魅力に触れ、人と自然の関わり等について学ぶ機会を提供します。
- ・「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」を拠点とし、野外観察や自然講座・体験学習の開催等、ジオパークを活用した教育活動を推進します。
- ・「とっとり次世代エネルギーパーク」の構成施設を活用した環境エネルギー教育の推進を図ります。
- ・自然観察会やエコツアー等自然体験等、環境教育に資する体験の機会の場の認定や情報提供等を行います。

事業者における取組の推進

- ・TEAS等の環境マネジメントシステムの導入や再エネ100宣言RE Action等の様々な環境イニシアティブへの参画等、企業の率先的な環境配慮経営の取組を促進します。
- ・企業の資源を活用した環境教育や環境保全の取組等、多様なCSR活動を推進します。

民間団体の取組支援

- ・NPOや自治会等の多様な団体による環境実践活動や教育啓発活動を支援し、地域の環境保全に貢献する自主的な取組を促進します。
- ・優れた環境活動や教育活動等の取組・功績に対する表彰を行うと共に、これらの情報を広く発信することにより、取組の更なる充実や普及拡大に繋がります。



山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館



とっとり自然環境館(とっとり次世代エネルギーパーク中核施設)

3 地域の環境活動をリードする人材の育成・活用

環境教育の質を高めるには、地域において多様な環境教育を担う人材の育成が不可欠です。体験活動や実践活動の実施にあたっては、環境問題への知見を有する専門家や地域の環境活動等について知識・経験を有する者など、様々な人的資源の効果的な活用を図ることが重要です。

県では、地域の様々な主体を繋げ、各々の問題意識や意欲を引き出し、自発的な行動を促す等、地域の環境教育をリードしていく人材の育成や活用を推進します。

地球温暖化防止活動推進員（とっとりエコサポーターズ）の育成

- ・地域において地球温暖化に関する知識を普及し、地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う地球温暖化防止活動推進員（とっとりエコサポーターズ）を養成します。
- ・とっとりエコサポーターズ相互の情報交換の場や研修機会を設けることにより、取組の活性化や質の向上を推進します。

とっとり環境教育・学習アドバイザーの活用

- ・自然環境の保全や資源循環、地球温暖化防止、新エネルギー等、様々な環境問題に関して専門的な知識・経験を有する者を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録・公表します。
- ・研修を通じてアドバイザーの資質向上を図ると共に、地域や学校で実施される環境教育学習会等の講師として紹介・派遣し、体験型・実践型の環境教育の推進に活用します。

事業者等の取組を牽引するリーダーの育成

- ・事業者や団体の実務者・リーダー等を対象とした研修や様々な学びの機会の提供等

を通じて、多様な知識や実践手法の習得を促し、それぞれの主体における取組の充実・向上に繋がります。



地球温暖化防止活動推進員（とっとりエコサポーターズ）の養成・活動風景

4 様々な主体が連携したパートナーシップの推進

今日の環境問題は私たちの社会や経済を取り巻く様々な課題と密接に関連しており、その解決に向けては、あらゆる主体が連携協働し、相互に補い合いながら取り組んでいく必要があります。

このため、環境教育を通じて環境・社会・経済を俯瞰的に捉え、幅広い知見と行動力をもってその統合的な向上を図ることのできる人材を育成することが重要であり、そのためには、行政や関係機関、事業者や民間団体等、地域の様々な主体が連携して取り組むことが必要です。

さらに諸外国との交流を通じて国際的な視野を広げる取組に加え、若者の視点や豊かな感性を活かす工夫など、多様な社会・文化との関わりや幅広い世代の結びつきを深めながら、取組の向上に繋がっていきます。

行政、関係機関、事業者、民間団体等の連携

- ・鳥取県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地域の多様な主体の連携を図る取組を進めます。
- ・行政、事業者、民間団体等の多様な主体で構成する「とっとり環境イニシアティブ県民会議」等の場を活用し、環境教育の効果的な展開や多様な意見の反映等に努めます。
- ・地域住民や企業等と行政が協調して地域の環境保全や美化活動を行う、アダプトプログラムやボランティア活動等の取組を推進します。

学術機関・研究機関との連携

- ・人と社会と自然との共生を目指す知の拠点として、公立鳥取環境大学における教育研究活動や地域貢献活動の充実を図ります。
- ・高等教育機関と連携した県民向け学習講座の開催等、学術機関の知的資源を活用して県民の環境学習や環境活動を支援し、持続可能な社会を目指す意識・知識の涵養や地域の課題解決に繋がります。
- ・鳥取県衛生環境研究所の研究成果を広く社会に還元していくと共に、研究所施設や資機材、人的資源等を地域における環境学習の支援に活用します。

大学生等の若い世代の参画

- ・鳥取県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、学習会や普及啓発活動等において大学生の事業参画を推進します。
- ・大学生や高校生等の若い世代による自主的な環境活動の取組を支援し、ネットワーク化や情報発信等を通じて社会への幅広い普及を推進します。

国際連携による取組

- ・ロシア極東地域と鳥取県内において、環境問題に関心を有する青少年同士の交流や、環境に高い関心を有する企業の訪問、環境団体との交流等を行います。
- ・鳥取県国際交流財団による米国バーモント州の民間団体と連携した環境交流事業を支援し、環境学習や学校交流等の取組を通じて、高校生の国際感覚の醸成を図ります。
- ・鳥取県、韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県を構成員とする北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットのフレームを活用し、当該地域に共通する環境課題について情報交換等を行います。



鳥取砂丘保全再生アダプトプログラムの活動風景（出典：鳥取砂丘未来会議ホームページ）

第5章 行動計画の実行

1 取組状況の公表

この行動計画に基づく取組の実施状況については、県の環境の現状並びに環境保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策をとりまとめた「鳥取県環境白書」において、毎年度、県のホームページに公表します。

2 進行管理

本計画の上位計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の目標指標により進行管理し、県のホームページに公表します。

また、各年度の環境教育に係る施策の実績や評価等については、鳥取県環境白書の中でとりまとめ、県のホームページに公表します。